

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

♠ 結婚・子育て資金の一括贈与特例

Q : 平成27年度の税制改正では、結婚や子育て資金を贈与した場合の特例が創設されるようですが、どのような制度なのですか？

A : 次のような制度です。

【解説】

平成27年度の税制改正では、親又は祖父母（贈与者）が、金融機関に子又は孫（20歳以上50歳未満）（受贈者）名義の口座を開設して、結婚又は子育て資金を一括して拠出した場合には、その拠出された金銭等のうち受贈者1人につき1,000万円（結婚費用は300万円が限度）までの金額について、贈与税を非課税とする制度が創設されます。

払い出し可能な用途は、挙式費用、結婚披露宴費用、新居の住居費、引越し費用、不妊治療費、出産費用、産後ケア費用、子の医療費、子の保育費（ベビーシッター費含む）等で、受贈者が50歳に達する日に口座は終了となり、残額があるときは、その日に残額の贈与があったものとして贈与税が課税されることとなっています。

なお、口座が終了になる前に贈与者が死亡した場合には、その死亡時における残額は、受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして相続税の対象に取り込まれることとなります。

この制度は、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に拠出されるものにつき適用があります。

